

開発行為に関する証明申請書類一覧表(法施行規則第60条)

	書類	明示すべき事項, 注意事項
1	申請書	【市細則様式第27号】正・副各1部(以下の書類も同様。副はコピー可) ※申請手数料を市建築指導課窓口で納付
2	委任状	
3	理由書・事業計画書	60条証明が必要となる理由も記載
4	土地登記事項証明書	1,000㎡以上は土地明細書(地番, 地目, 地積, 所有者 等)添付
5	会社登記事項証明書(個人の場合は世帯全員の住民票謄本)	
6	位置図(縮尺1/20000以上)	都市計画図(用途図)方位, 縮尺, 区域の位置
7	区域図(縮尺1/2500以上)	方位, 縮尺, 区域の位置, 形状
8	公図の写し	区域, 転写場所, 転写日, 方位, 縮尺, 転写者氏名, 押印
9	地積測量図	
10	現況図(縮尺1/2500以上)	既存建物の敷地の形状・用途 等
11	土地利用計画図(縮尺1/1000以上)	公共公益施設, 予定建築物の敷地の形状・用途, 道路名称・認定番号, 駐車場の位置, 排水経路, 給水経路 等
12	予定建築物の平面図, 立面図	建築面積, 延床面積, 最高高さ
13	都市計画法の新たな許可を要しないことを証する書類	
	農家住宅・農業用施設 (29条1項2号)	農業を営む者の証明(農業委員会で取得)
		農業所得証明(課税課等で取得)
		耕作地明細・位置図(新設の場合)
		農業経営計画書(新設の場合)
既存建築物の増改築 (43条1項)	既存建築物に関する書類(建物登記事項証明, 評価証明, 前願建築確認等)	
	既存敷地の範囲を示す書類(空中写真 等)	
上記以外の場合	※個別にご相談ください	
14	その他市長が必要と認める書類	

・証明書等は, 受付日以前3ヶ月以内のものの原本を提出すること。
 ・2以上の図面の内容について, 1の図面で兼ねる事ができる。ただし, 不明瞭にならないこと。
 ・設計図には, 区域の境界, 方位, 縮尺, 作成者の記名・押印が必要。
 ・上記は一般的な書類及び必要事項の例示であり, 計画内容によって異なる場合がある。